

7. 南部町総合振興計画策定委員会設置要綱

平成28年11月1日
企画財政課要綱第3号

(設置)

第1条 南部町総合振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、南部町総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、その目的達成のため次の事項を所掌する。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) その他総合計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会に委員長、副委員長、幹事及びプロジェクト委員を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、策定委員会を総括する。
- 3 副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐するとともに、各委員に適切な指導助言を行う。
- 4 幹事は、課長職にあるものを充てる。
- 5 プロジェクト委員は各課等の課長補佐の職にあるもの、又は次席の職員をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(幹事会)

第5条 策定委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は委員長、副委員長、幹事とする。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、計画素案の検討、総合計画原案の作成その他総合計画の策定に関する重要項目について協議する。

(専門部会)

第6条 策定委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置き、プロジェクト委員はいずれかの部会に所属する。

- (1) 安全・環境部会
 - (2) 教育・文化部会
 - (3) 健康福祉・子育て部会
 - (4) 産業・観光部会
 - (5) コミュニティ部会
- 2 部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。
 - 3 部会の会議は部会長が招集し、その議長となる。
 - 4 部会は、振興計画策定に必要な事項を調査・研究し計画素案の作成を行う。
 - 5 各部会は相互に情報交換・資料提供を行い、連携を密に保つものとする。

(報告)

第7条 委員長は、策定委員会における振興計画の策定作業状況、調査・研究過程及び協議結果について町長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、企画財政課に置く。

- 2 事務局長は、企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、企画財政課職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。